

法人税申告書別表（別表六（十二））の誤りについて

平成 26 年 6 月 20 日（金）14 時まで掲載していた次の別表について、次のとおり誤りがありましたので、訂正し再掲載しました。訂正前に別表を出力している方はお手数ですが、訂正後の別表を出力していただきますようお願いいたします。

○ 正誤表

別表番号	正	誤
別表六（十二）	<p style="text-align: center;"><b>御注意</b></p> <p>1 資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える中小企業者が取得又は製作した特定機械装置等（特定生産性向上設備等に該当するものを除きます。）については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。</p> <p>2 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください）。</p>	<p style="text-align: center;"><b>御注意</b></p> <p>資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人（農業協同組合等を除きます。）はこの制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人（農業協同組合等を除きます。）であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください）。</p>

別表番号	正	誤
別表六(十二)	<p>8 「機械装置等の概要」には、減価償却資産が特定機械装置等に該当すること（措置法第42条の6第7項から第9項までの規定の適用を受ける場合に限ります。）及び特定生産性向上設備等に該当すること（同条第8項又は第9項の規定の適用を受ける場合に限ります。）の詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。</p>	<p>8 「機械装置等の概要」には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。</p>